

閩滋賀行政評価事務所 行政相談課

☎077(523)1100

高島市役所 行政課

☎(25)8000

青少年相談・あすくる支援

高島市少年センターでは、青少年の学校生活や家庭生活での悩みや問題、仕事に就いていない青少年の就労・就学に関する相談を受け、必要に応じて「あすくる高島」で支援を行っています。

《青少年相談》

○学校生活での不安や悩み

(友だち関係・学校に行きにくい・高校休学や中退・通信制高校の学習など)

○家庭生活での問題

(子どもの生活態度・家庭内暴力・自傷行為・深夜徘徊・喫煙など)

※相談は無料です。個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。

※落ち着いて相談ができる場所に向いて面接することもできます。

※相談内容により他機関を紹介する場合があります。

《あすくる支援》

あすくる高島では、悩みや課題を抱えている青少年が自分自身を見つめなおし、健やかに成長していくための支援を行って

行っています。

○生活改善

(生活指導、通所支援等)

○自分探し支援

(カウセリング、自然体験、スポーツ、文化活動等)

○就学支援

(学習支援、進路相談、復学・進学支援)

○就労支援

(就職相談、職場見学・実習、面接練習等)

○家庭支援

(カウセリング、ふれあい活動、交流会等)

▼相談日時

月曜日から金曜日まで
9時～17時

土日や時間外の相談を希望される方は、事前にご連絡ください。

▼場所

高島市少年センター

あすくる高島

(高島市教育委員会事務局内)

▼対象

おおむね中学生から20歳までの
青少年、保護者、関係者。

閩高島市少年センター・あすくる高島
☎・☎(22)33824

無料税務相談会

今回は少し早めに準備をしてみませんか？

確定申告間近の所得税、消費税についてのご相談、生前贈与にかかる税金のお悩みについても、お気軽にご相談ください。

▼日時

2月6日(土)

13時30分～16時30分

▼場所

今津東コミュニティセンター

▼申込方法

今津納税協会まで事前にご予約ください。

※今年度最後の相談会となります。

☎・☎今津納税協会

☎(22)37303

特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

【特定（産業別）最低賃金】

平成21年12月26日発効

時間額	
727円	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業
696円 (平成17年12月18日発効)	繊維工業（ねん糸製造業、織物業、網・網製造業、レース・繊維雑品製造業）
810円	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業
775円 (平成16年12月18日発効)	製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業
811円	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（旧「一般機械器具製造業」）
793円	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
813円	自動車・同附属品製造業
799円	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業
740円	各種商品小売業

【地域別最低賃金】

平成21年10月1日発効

滋賀県最低賃金	693円
---------	------

閩大津労働基準監督署

☎077(522)6641

滋賀労働局労働基準部賃金室

☎077(522)6654

申告相談受付日などの日程のお知らせ

申告相談受付期間と各会場の受付日

所得税の確定申告と市県民税の申告期間は、2月16日(火)から3月15日(月)です。各会場の受付曜日は次のとおりです。

会場	曜日	月	火	水	木	金
今津税務署		○	○	○	○	○
市役所税務課		○	○	○	○	○
マキノ支所			○		○	
今津支所		○		○		○
朽木支所			○		○	
安曇川支所		○		○		○
高島支所			○		○	
開設時間 (8時30分～正午) 13時～17時						
※○印が受付日です。						

今津税務署では、市民税・県民税申告書の受付はできません。

(申告相談受付は、各会場の受付日であれば、市役所・支所のどこでもできます。ご都合の良い日・会場をご利用ください。)

インターネットを利用されている方へ

申告書等の作成は、国税庁ホームページ「http://www.nta.go.jp」の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

当コーナーで作成した申告書等は、お手持ちのプリンターで印刷（モノクロ印刷でも可）して提出できます。

また、申告書等をネットで提出できる、e-Tax(事前の届出が必要です。)をぜひご利用ください。

閩今津税務署 ☎(22)2561

市役所 税務課 ☎(25)8116

確定申告に必要です！大切に保管してください

平成21年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料ならびに介護保険料を、普通徴収で納められた方に、納付額を記載した「所得申告用納付確認書（介護保険料は「介護保険料納付証明書」）」を1月下旬に送付します。

なお、特別徴収（年金からのお支払い）で納めておられる方の納付額については、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されます。

〔税務課・保険年金課・長寿介護課〕

